

# 変更届の 記入例

# 産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書 変更

(特管届出も同様に記入)

令和〇〇年△△月××日

(あて先)  
滋賀県知事

書類が整ったら、受付窓口に郵送してください。  
書類の補正が必要な場合は、おって連絡します。

届出者（〒 520-8577）

住所、氏名、名称、事務所もしくは事業場の所在地、運搬車両などに変更がある場合に新旧を記載してください。  
変更事項が多数あり欄に記入できない場合は、変更の内容を別紙として作成してください。

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

株式会社 適正処理産業  
氏 名 代表取締役 滋賀 一郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-528-〇〇〇〇

令和〇〇年△△月××日付け、第50012345〇号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について変更したので、廃棄物処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	住所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 名称 株式会社 適正処理産業 車両 新規1台、廃止1台、合計3台 水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を含む	住所 滋賀県大津市京町三丁目1番1号 名称 株式会社 京町産業 車両 3台

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所
かぶしがいいしゃ おおつさんぎょう 株式会社 大津産業	滋賀県大津市御陵町〇番△号

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
しが じろう 滋賀 次郎	昭和47年10月9日	住民票の写しのとおり
	取締役	住民票の写しのとおり

新しく役員、株主、政令で定める使用人、法定代理人になった人を記入してください。  
また、新旧対照表（p.76）を添付してください。

廃止又は変更の理由 住所：本社事務所移転、名称：社名変更、車両：車両の更新、水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の取扱い、株主：株主の追加、役員：役員の新任

備考  
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。  
2 この欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

・水銀使用製品産業廃棄物については、滋賀県内の家屋の解体工事から発生する廃蛍光ランプを排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。

- ・水銀使用製品産業廃棄物については、対象となる水銀使用製品の名称を記入してください。
- ・水銀含有ばいじん等については、発生工程を簡潔に記入してください。その際、特別管理産業廃棄物に該当しないことがわかるようにしてください。
- ・この変更届の対象は、平成29年9月30日までに対象品目の申請をして、許可を受け、その後、更新許可または変更許可を受けていない方です。

（更新許可または変更許可を受けた方は、変更許可申請の対象となります。）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物)	} 1t/月	} 蛍光ランプ	(株)〇〇土建 滋賀県内		排出事業者の指定する県外の産業廃棄物処分業者
2	金属くず (水銀使用製品産業廃棄物)			同上		同上
3	ガラスくず (水銀使用製品産業廃棄物)			同上		同上
4	ばいじん (水銀含有ばいじん等)	1t/月	固体	株式会社△△ 滋賀県□ □ 市× × 町○丁目△番 □号		同上
5						
6						
7						
8						
9						
10						

予定排出事業場または運搬先の所在地が滋賀県内である必要があります。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号又は 車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	車検証のとおり	滋賀 100 え 4444	車検証のとおり	車検証のとおり	新・ <del>継</del> ・廃
2	ダンプ	滋賀 100 え 4445	車検証のとおり	車検証のとおり	新・ <del>継</del> ・廃
3	車検証のとおり	滋賀 100 え 4446	車検証のとおり	車検証のとおり	新・継・ <del>廃</del>
4	車検証のとおり	滋賀 100 え 4448	車検証のとおり	車検証のとおり	<del>新</del> ・継・廃
5					新・継・廃
6					新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃
事務所の所在地		滋賀県大津市京町四丁目1番1号			
駐車場の所在地		変更なし ※ 付近の見取	過去の申請または変更届出において提出している書類の内容 に変更がない場合は、「変更なし」と記載してください。		
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
廃蛍光灯専用容器	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光灯)	0.1 m <sup>3</sup>			
ドラム缶	水銀含有ばいじん等 (ばいじん)	200L			

・車両の変更があった場合のみ記載してください。  
 ・車両の変更では、全ての車両について記載してください。  
 ・車両の変更に係る届出の場合、該当箇所に○をしてください。  
 新規車両は「新」  
 継続車両は「継」  
 廃止車両は「廃」

・変更が無ければ、「変更なし」と記載してください。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

○車両毎の用途

(例)

トラック・・・水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等

一般的にトラックと呼ばれるものは、まとめて表記しても可

水銀使用製品産業廃棄物については、パッカー車およびプレスパッカー車への投入による運搬はできません。

○収集運搬業務を行う時間、休業日

変更なし

従業員数内訳 変更なし

令和〇〇年△△月××日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替え又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）は、破碎することが無く、かつ他の廃棄物と混ざらないように、廃蛍光ランプ専用容器に入れて運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

- ・ ばいじん（水銀含有ばいじん等）は、ドラム缶に入れ、密閉して運搬する。

「水銀含有ばいじん等は、〇〇〇〇という運搬方法により運搬する。」のように使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

なお、水銀は常温で揮発することに鑑み、水銀含有ばいじん等が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付の容器入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器または梱包から漏れることのないような措置を講じてください。

また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

余 白

(3) その他

運搬車両の写真

自動車登録番号又は  
車両番号

滋賀100え4448

前  
面  
写  
真

写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項

- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

- ・カラー写真を貼付してください。
- ・自動車登録番号等が明瞭に識別できるよう撮影してください。
- ・トラクタは前から、トレーラは後から撮影し、自動車登録番号が識別できるようにしてください。

側  
面  
写  
真

注意事項

- ・カラー写真を貼付してください。
- ・運転手側、助手席側いずれか一方のみ撮影し、車全体が写るようにしてください。
- ・運搬車に必要な表示が確認できるようにしてください。

- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
- ・名称等の車体の表示が確認できること。

既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物  
収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示さ  
れていること。

車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した  
写真も添付すること。

撮影年月日を記入してください。

撮影

年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	廃蛍光ランプ専用容器	用途	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光ランプ)
<div data-bbox="549 293 1453 445" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><ul style="list-style-type: none"><li>・ 運搬過程において水銀使用製品産業廃棄物が破損することのない容器を使用してください。</li><li>・ カタログ写真は不可としています。</li></ul></div> <p data-bbox="284 539 408 568">注意事項</p> <ul data-bbox="293 584 887 613" style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul> <div data-bbox="352 949 815 1010" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><p>撮影年月日を記入してください。</p></div>			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	水銀含有ばいじん等 (ばいじん)
<div data-bbox="580 1245 1453 1397" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><ul style="list-style-type: none"><li>・ 運搬過程において水銀が揮発・漏洩することのない容器を使用してください。</li><li>・ カタログ写真は不可としています。</li></ul></div> <p data-bbox="309 1503 434 1532">注意事項</p> <ul data-bbox="319 1547 893 1576" style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul> <div data-bbox="352 1919 815 1980" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><p>撮影年月日を記入してください。</p></div>			
		撮影	年 月 日



変更届は、その内容に応じて添付書類が異なるので、内容をよく確認して、書類を整えてください。

変更事項	届出書類、添付書類		チェック欄
共通	変更（廃止）届出書（p.56～57）		
氏名および名称	届出者が法人の場合	定款または寄付行為 当該部分がわかる登記事項証明書	
	届出者が個人の場合	住民票の写し	
	許可証		
法定代理人	新たな法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し）		
	新たな法定代理人の登記されていないことの証明書（法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書）注		
	新旧対照表（p.76）		
	添付書類（第10面）誓約書（p.66）		
法人の役員	法人の当該部分がわかる登記事項証明書		
	新たな役員の住民票の写し		
	新たな役員の登記されていないことの証明書注		
	新旧対照表（p.76）		
	添付書類（第10面）誓約書（p.66） （代表者が変更する場合）許可証		
5%以上の株主または出資者	新たな株主または出資者の住民票の写し（新たな株主または出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書）		
	新たな株主または出資者の登記されていないことの証明書注		
	新旧対照表（p.76）		
	添付書類（第10面）誓約書（p.66）		
政令で定める使用人	新たな政令で定める使用人の住民票の写し		
	新たな政令で定める使用人の登記されていないことの証明書注		
	新旧対照表（p.76）		
	添付書類（第10面）誓約書（p.66）		
事務所および事業場（駐車場を含む。）の所在地	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p.59）		
	事務所、事業場、駐車場の所在地付近の見取図		
許可証記載の住所	届出者が法人の場合	当該部分がわかる登記事項証明書	
	届出者が個人の場合	住民票の写し	
	住所の所在地付近の見取図		
	許可証		
水銀使用製品廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱い	添付書類（第1面）事業の全体計画、産業廃棄物の種類・運搬量等（p.58）		
	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p.59）		
	添付書類（第4面）収集運搬業務の具体的な計画（p.60）		
	添付書類（第5面）環境保全措置の概要（p.61）		
	添付書類（第7面）運搬容器等の写真（p.63）		
	許可証 *この変更届の対象は、平成29年9月30日までに対象品目の申請をして、許可を受け、その後、更新許可または変更許可を受けていない方です。 （更新許可または変更許可を受けた方は、変更許可申請の対象となります。）		
運搬車両等	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p.59）		
	添付書類（第6面）運搬車両の写真（p.62）		
	自動車検査証の写し		
	車両の使用権原があることを証する書類（p.70）		
大津市の積替え許可取得	大津市の許可証の写し		
	許可証		
事業の廃止	許可証		

（備考）特別管理産業廃棄物処理業も同様です。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p.19㉓、p.20㉔参照）

書類が全て整ったら、原則、郵送で提出してください。(来庁される場合は、事前に日時を調整してください。)

内容を確認のうえ、補正が必要な場合は連絡します。

受付印を押した変更届出の写し(控え)、許可証の郵送を希望される方は、p.24の注意事項を確認のうえ、返信用封筒を同封ください。